

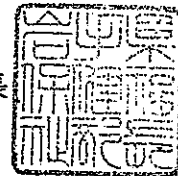


保 福 第 675 号

平成 23 年 3 月 12 日

各市町村長 様

岩手県保健福祉部長



東北地方太平洋沖地震により被災した要援護者への対応
及びこれに伴う特例措置等について

このことについて、厚生労働省から別添のとおり通知されましたので、お知らせします。
つきましては、東北地方太平洋沖地震により被災した要援護者について、広域的な受け入れの
調整を要する場合、下記窓口あて相談願います。

記

【被災した要援護者の調整に関する相談窓口】

保健福祉部保健福祉企画室 電話 019-629-5406 (直通)

※ 相談窓口では、主に情報の把握を行います。回答については、おつて担当課から行いま
す。

(回答を行う担当課)

救 護 施 設：地域福祉課

老人福祉施設・

介護老人保健施設：長寿社会課

障がい者福祉施設：障がい保健福祉課

児 童 福 祉 施 設：児童家庭課